

令和 7 年度 東京の雇用就業を考える有識者会議（第 3 回）

外国人雇用対策の概要



東京労働局 職業安定部職業対策課

Tokyo Labor Bureau

東京における外国人雇用の現状

ひと、くらし、みらいのために

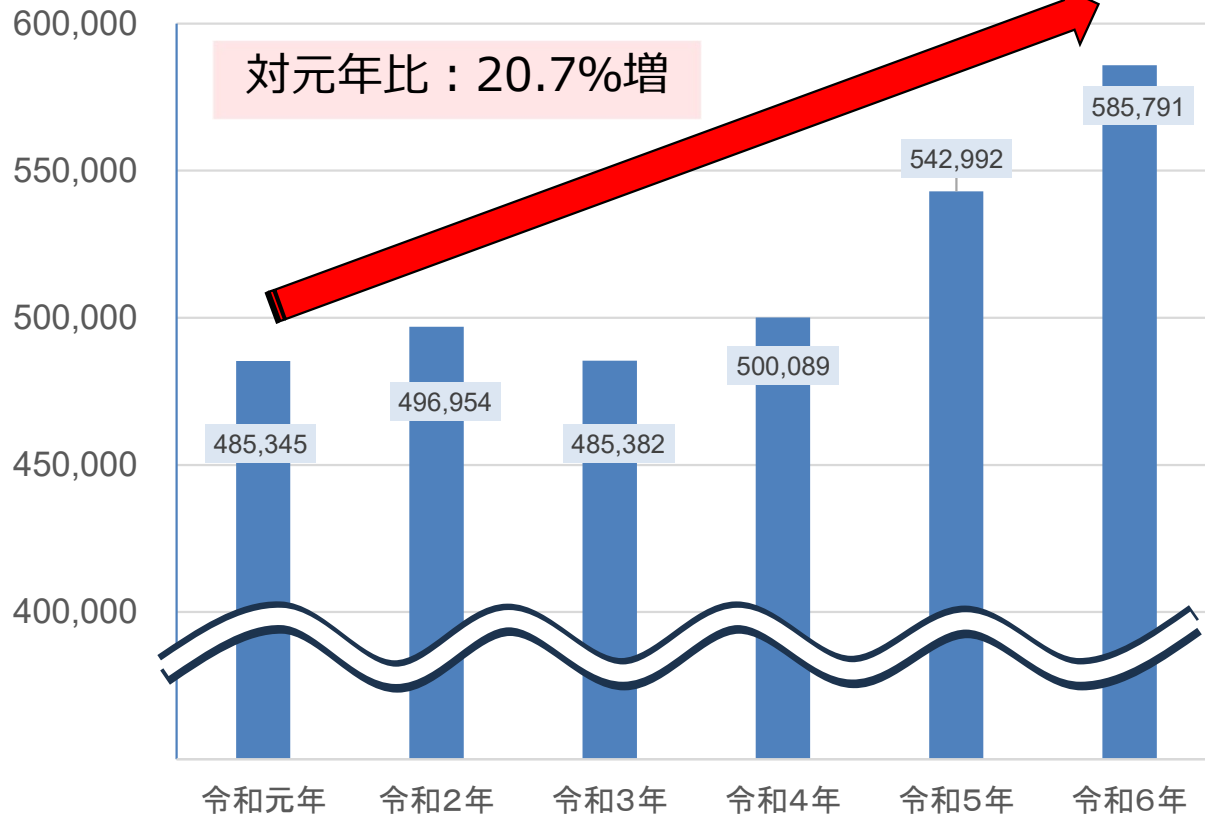


厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

東京における外国人労働者数の推移

(単位：人)

東京における外国人労働者の推移



出典：厚生労働省「外国人雇用状況の届出状況（各年10月末時点）」

外国人雇用状況届出制度とは

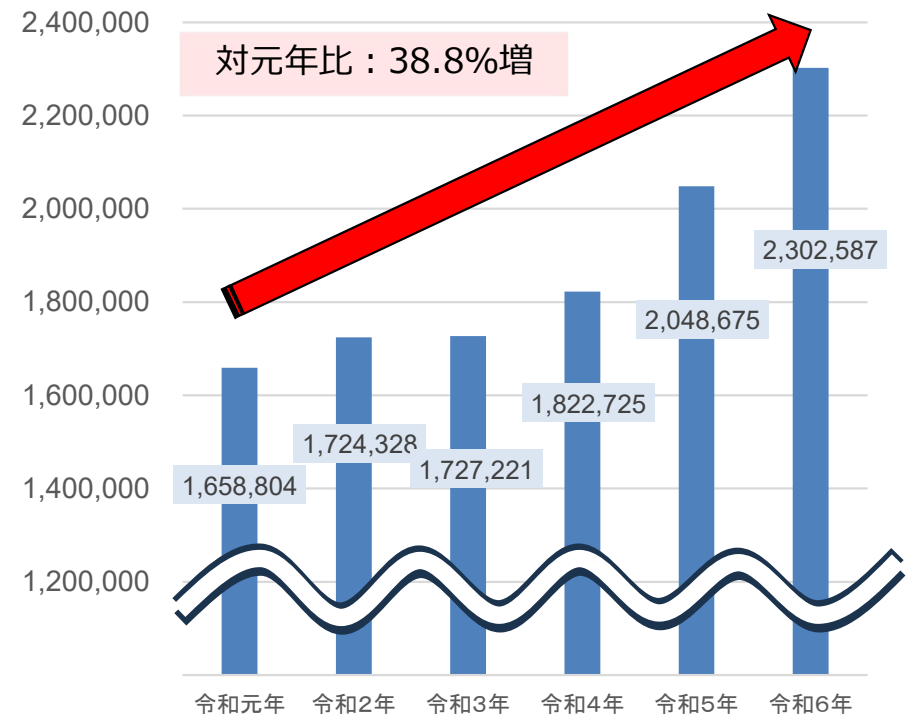
事業主が外国人の雇入れ・離職の際に、氏名、在留資格、在留期間等を確認した上でハローワークへ届出を行うことを義務づける制度（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第28条）です。

なお、特別永住者、在留資格「外交」、「公用」の者はこの届出制度の対象外であります。

東京における外国人労働者数は、コロナ禍における令和3年において2.3%減少したが、令和4年に海外からの入国制限を撤廃したことに伴い、令和6年においては外国人労働者数が過去最高を記録し、コロナ禍前の令和元年から比較すると20.7%増加している。

(単位：人)

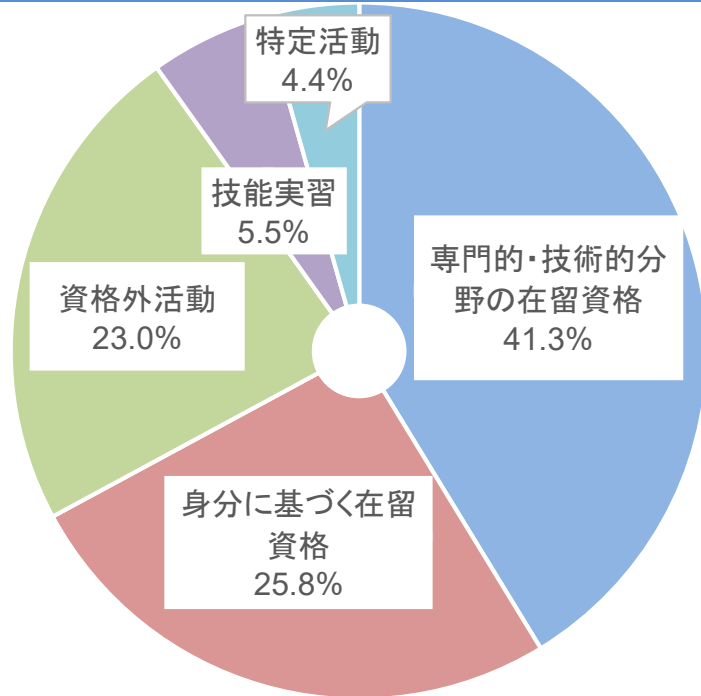
全国における外国人労働者の推移



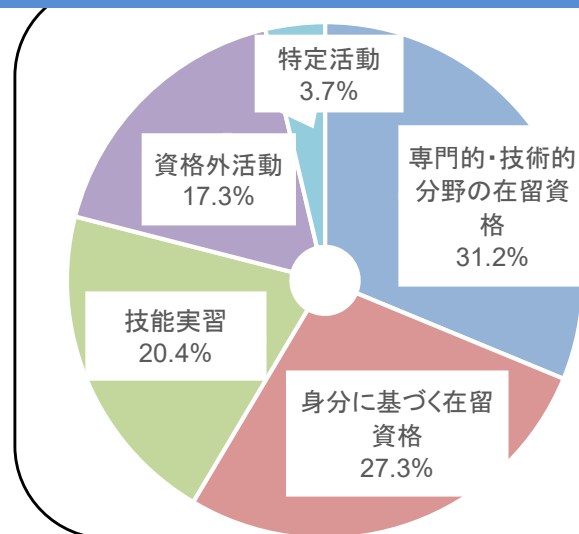
出典：厚生労働省「外国人雇用状況の届出状況（各年10月末時点）」

東京における在留資格別外国人労働者の状況

令和6年 東京都における 在留資格別割合



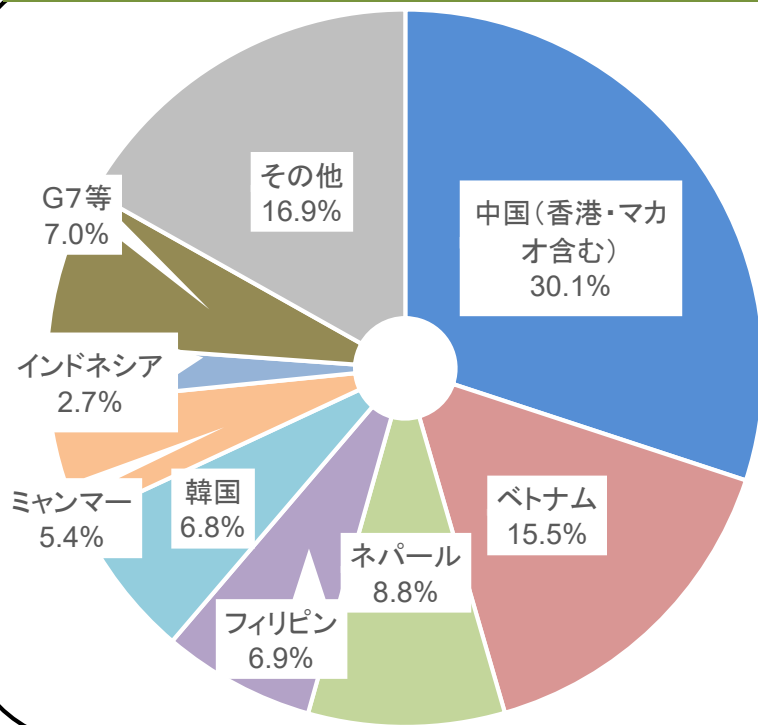
(参考) 令和6年 全国における在留資格別割合



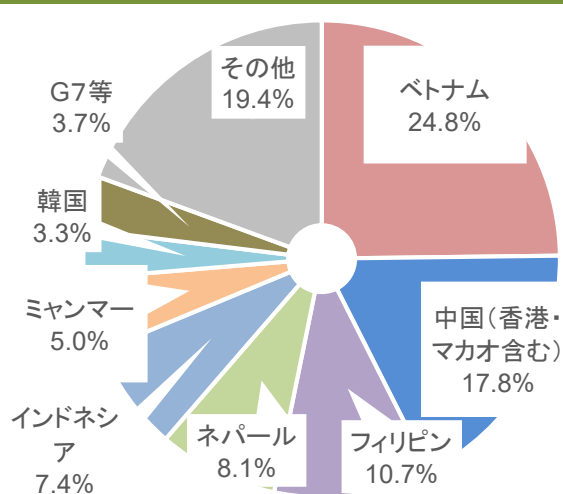
在留資格区分	令和6年 外国人労働者数	対元年比
専門的・技術的分野の在留資格 (大学教授や企業経営者等のほか以下の就労目的で在留が認められる高度外国人材)	241,795	54.5%増 (8.5万増)
うち技術・人文知識・国際業務 (機械工学等の技術者、通訳、デザイナー、私企業の語学教師、マーケティング業務従事者等)	181,729	36.1%増 (4.8万増)
うち特定技能 (平成31年4月より施行) (深刻化する人手不足への対応として、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れるための在留資格)	23,980	
身分に基づく在留資格 (「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」などの在留中の活動に制限がない者)	151,362	23.8% (2.9万増)
資格外活動 (本来の在留資格の活動を阻害しない範囲内で相当と認められる場合に、報酬を受ける活動が許可)	134,838	22.5%減 (3.9万減)
技能実習 (技能移転を通じた開発途上国への国際協力が目的の在留資格)	32,174	111.9%増 (1.7万増)
特定活動 (個々の許可の内容により報酬を受ける活動の可否が決定される在留資格)	25,598	147.2%増 (1.5万増)

東京における国籍別外国人労働者の状況

令和6年 東京都における国籍別割合



(参考) 令和6年 全国における国籍別割合



国名	令和6年 外国人労働者数	対元年比
中国	176,071	5.9% (1万増)
ベトナム	90,619	7.7%増 (6千人増)
ネパール	51,774	40.3%増 (1.4万増)
フィリピン	40,304	30.5%増 (9千人増)
韓国	39,914	3.5%増 (1千人増)
ミャンマー	31,354	183.9%増 (2万人増)
インドネシア	16,075	163.3%増 (1万人増)
G7等	40,953	5.2%増 (2千人増)
その他	91,705	19.0%増 (1.4万増)

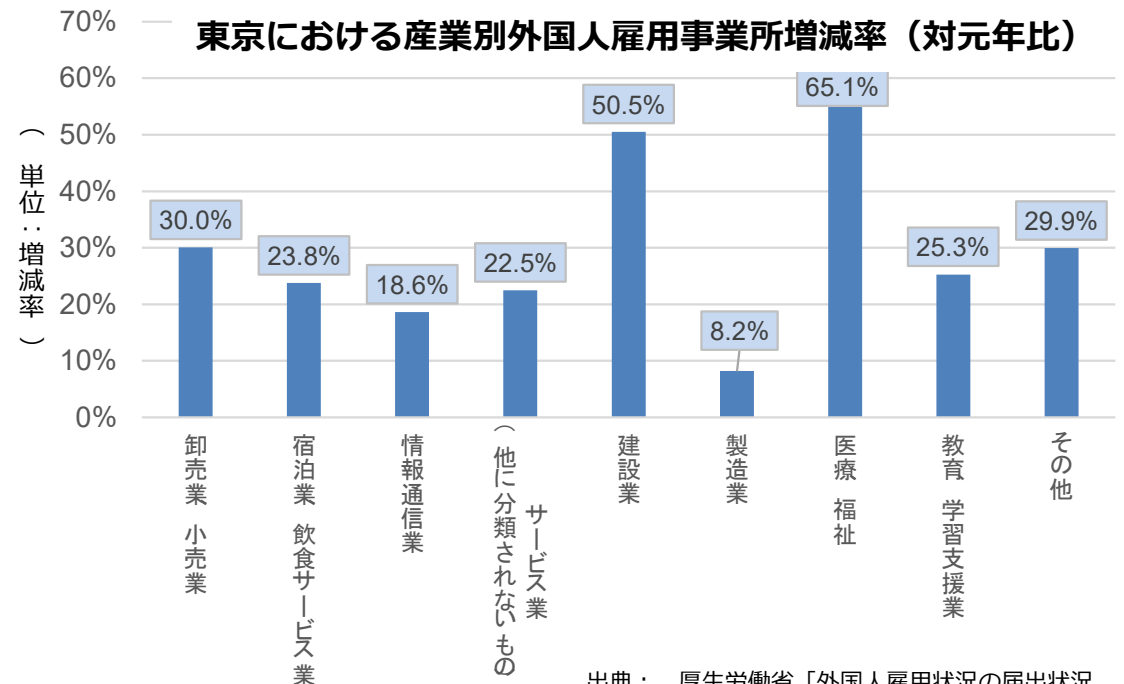
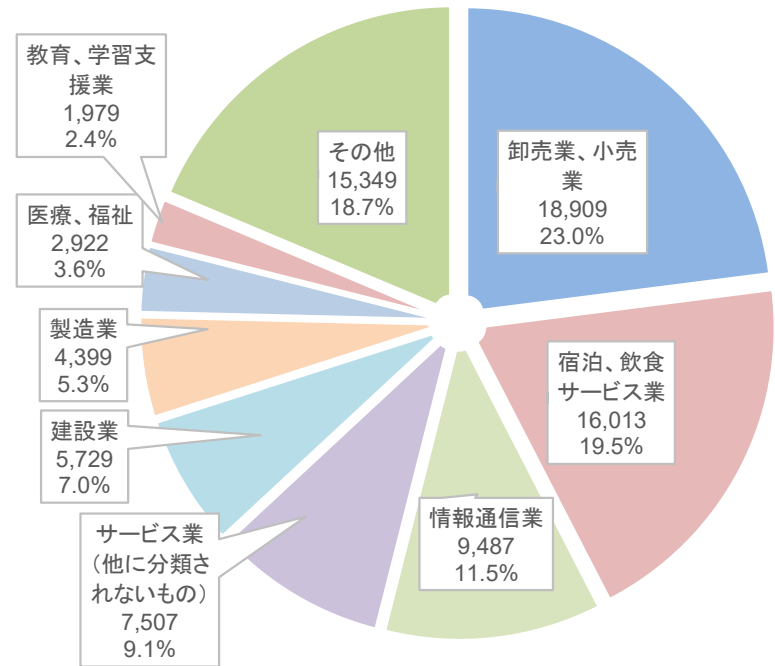
出典： 厚生労働省「外国人雇用状況の届出状況（各年10月末時点）」

東京における外国人雇用事業所数の推移



出典：厚生労働省「外国人雇用状況の届出状況（各年10月末時点）」

東京における令和6年産業別外国人雇用事業所構成比



出典：厚生労働省「外国人雇用状況の届出状況（各年10月末時点）」

東京労働局における 外国人求職者の支援について

ひと、くらし、みらいのために

東京における外国人求職者に対する就職支援体制

	東京外国人雇用サービスセンター	新宿外国人雇用支援・指導センター	ハローワーク（職業安定所）
職業相談・紹介	高度外国人材 （専門・技術的分野、留学生）	永住者、定住者 日本人等の配偶者等 留学生のアルバイト など	全ての外国人が利用可
専門相談員の配置	あり		なし
通訳員の配置	英語・中国語・ウクライナ語	英語・中国語	なし
雇用保険失業給付の申請	取扱いなし		居住地管轄の安定所
求人申し込み	原則取扱いなし ※外国人の雇用・採用に関する相談は対応		事業所所在地管轄の安定所

東京外国人雇用サービスセンター



- 外国人留学生・高度人材に対する職業相談
 - ・通訳を介した職業相談・紹介
 - ・出張ガイダンス
 - ・セミナー
 - ・就職面接会
 - ・インターンシップ
- 外国人雇用に関する相談、指導、援助
 - ・事業所ニーズに応じた相談・支援

新宿外国人雇用支援・指導センター



- 就労に制限のない在留資格を持つ外国人に対する就職支援
 - ・通訳を介した職業相談・紹介
 - ・ミニ就職面接会
 - ・外国人就労定着支援研修
- アルバイトを希望する外国人留学生等に対する就職支援
 - ・通訳を介した職業相談・紹介
 - ・ミニ就職面接会
- 外国人雇用に関する相談、指導、援助
 - ・事業所ニーズに応じた相談・支援

ハローワーク（公共職業安定所）



- 全ての外国人に対する職業相談
 - ・職業相談・紹介
 - ・多言語コンタクトセンター等を利用した多言語相談
 - ・日本語学校と連携したミニ就職面接会
- 外国人雇用に関する相談、指導、援助
 - ・事業所ニーズに応じた相談・支援・求人受理

東京外国人雇用サービスセンター

専門的・技術的分野の外国人労働者の就業を促進するための中核的施設
4省庁8機関が同じ建物に集約、連携しながら外国人に対するワンストップサービスを行う
FRESCの一機関として、留学生を中心とした高度外国人材に対する職業相談・職業紹介を実施



就職支援セミナーの開催

- ・就活ビギナー応援セミナー（就職活動の流れ等の基礎）
- ・就活ステップアップセミナー（応募書類作成支援、面接対策）

就職面接会の開催

- ・留学生向け面接会参加求人の開拓
- ・大卒等留学生対象の合同就職面接会開催

インターンシップに係る支援

- ・インターンシップ実施企業、参加留学生募集等
- ・インターンシップ実施の損害保険契約
- ・インターンシップ参加希望留学生への説明、選定・登録
- ・インターンシップ実施後のフォローアップ

大学等と連携した支援

- ・大学1、2年生を対象とした就職ガイダンス（早期の意識・動機付け）
- ・大学3、4年生を対象としたインターンシップや就活セミナー、個別相談
- ・大学4年生を対象とした留学生向け求人紹介
- ・内定取得後学生に対する就労に向けたビジネスマナー研修、雇用慣行等研修の実施

通訳員の常時配置

- ・英語通訳員 4 名
- ・中国語通訳員 3 名
- ・ウクライナ語通訳員 1 名（令和4年5月19日にウクライナ避難民就労支援窓口を開設）

東京都新宿区四谷 1-6-1
コモレ四谷 四谷タワー 13階



	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
新規求職者数	7,095	6,284	4,982	4,755	5,201
就職件数	345	391	578	735	686

外国人留学生大卒等合同就職面接会

令和7年6月25日（水） 東京体育館 メインアリーナにて開催

（ ）は、令和6年6月28日開催状況（新宿NSビル）

求人企業数	求人数
143社（99社）	642人（490人）

参加企業産業分類名	求人企業数	求人数
建設業	11	16
製造業	25	113
情報通信業	33	103
卸売業、小売業	27	114
宿泊業、飲食サービス業	20	131
医療、福祉	1	5
サービス業（他に分類されないもの）	9	50
その他	17	110
合計	143	642

参加対象者は
令和8年3月
卒業予定者
（既卒3年まで）



外国人留学生大卒等
合同就職面接会 参加無料

【同時開催】特定技能マッチングイベント(説明会)

日時 2025年 **12月4日(木)**
12:30-16:30 (学生等受付時間: 12:30-15:00)

場所 新宿エルタワー30階
サンスカイルーム
新宿区西新宿1-6-1
(京王有楽町線 新宿駅より徒歩3分)

注意 参加希望の方は、**入場予約が必要です。**
予約の確認ができない場合、**入場できません。**

参加条件 ①ハローワークの求職登録があり、面接・説明希望の企業を事前に検討してから、**入場予約を完了すること。**
②入場予約方法は裏面をご覧ください。

※2025年3月卒業予定の外国人留学生及び卒業後おおむね3年以内の既卒外国人留学生（大学院・大学・短大・日本の専修学校（専門課程））であること。
※日本国籍を有する方、日本国籍を有しないが日本に在留する外国人（在留資格が「学生」または「技能」である方）は、在留期間満了後、引き続き日本に在留する旨を証明する書類を提出する必要があります。
※本会主催の面接会とは別に、企業からの募集・面接は全てお断りさせていただきます。

【主催】東京労働局、東京外国人雇用サポーターセンター（ハローワーク新宿）
【協賛】東京商工会議所、独立行政法人 日本貿易振興機構

Attention!!

次回は令和7年12月4日に新宿エルタワーにて開催予定

参加受付人数は350人となっています

参加希望留学生は、事前にインターネットから参加申込をしていただくことで、当日の入場予約を行うことができます

応募者からの声

- ・複数の会社の話を聞けただけでなく面接することができた
- ・母国語を交えたりやさしい日本語で面接ができた
- ・友達と一緒に面接会に参加でき、初めての面接だったが心強かった

参加企業からの声

- ・募集を出してもなかなか応募者が集まらなかったが、今回の面接会に参加して多くの学生と面接することができた
- ・日本人と比べ就職にあたっての就職するという熱意をもって面接を受けている学生を多く感じた
- ・参加者の多さに圧倒された

新宿外国人雇用支援・指導センター

身分に基づく在留資格を持つ者等就労に制限のない在留資格を持つ外国人およびアルバイトを希望する外国人留学生等に対する専門相談員による職業相談を中心とした就職支援



在留資格に関する相談

- ・内定後の在留資格変更に係る相談
- ・雇入れ時における事業主の在留資格変更手続きに関する相談

日本での雇用慣行等の知識付与

- ・日本の文化習慣等についてのアドバイス
- ・外国人就労・定着支援事業における受講者へのガイダンス実施

就職面接会の開催

- ・留学生アルバイト向け面接会参加求人の開拓
- ・留学生アルバイト向け就職面接会開催

通訳員の常時配置

- ・英語通訳員 4 名
- ・中国語通訳員 2 名

東京都新宿区歌舞伎町

2-42-10

ハローワーク新宿 1 階



	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
新規求職者数	3,497	3,765	2,708	2,918	3,951
就職件数	767	697	826	1,000	1,100

ハローワークにおける外国人に対する就労支援

外国人労働者が離転職する際に多言語相談体制を整え、在留資格に合った職業相談から職業紹介を実施

① ハローワークにおける多言語相談体制

ハローワークでは、13か国語対応の多言語コンタクトセンター（電話通訳サービス）を利用し、日本語能力が十分でない求職者に対する相談体制を確保している。

加えて、東京では、全てのハローワークに翻訳機（10か国語対応）を、併せて外国人求職者が多いハローワーク（新宿・渋谷・池袋・木場・立川）には翻訳タブレット（31か国語対応）を追加配布するなどして、数多くの利用者に対し丁寧な相談ができる体制を作っている。

② 外国人就労・定着支援事業

外国人に対して日本の職場におけるコミュニケーション能力の向上、日本の職場習慣や雇用慣行等に関する知識の習得を目的する研修について国により委託された関係機関と連携し、ハローワークでは受講者に対する就労支援を行い、日本における安定的な就労及び職場定着の促進を図っている。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
新規求職者数 (両専門施設含む)	23,740	24,252	18,938	18,373	21,992
就職件数 (両専門施設含む)	2,570	2,377	2,761	3,098	3,423

事業主への雇用管理指導等

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

外国人雇用管理アドバイザーによる事業主支援について

概要

都道府県労働局において、社会保険労務士や行政書士等の外国人労働者の雇用管理に深い知識と経験を有する者を「外国人雇用管理アドバイザー」として委嘱し、**外国人労働者の雇用管理の改善や職業生活上の問題**など、外国人を雇用する事業主からの様々な相談に対して、事業所の実態に応じた**専門的な指導・援助**を行う。

利用方法

最寄りのハローワークを通じて、外国人雇用管理アドバイザーへの相談申込みがあると、訪問日程を調整の上、外国人雇用管理アドバイザーを事業主の元へ派遣し、相談に対応している。

このほか、外国人専門施設である東京外国人雇用サービスセンター及び新宿外国人雇用支援・指導センターではアドバイザーが常駐して相談に対応している。

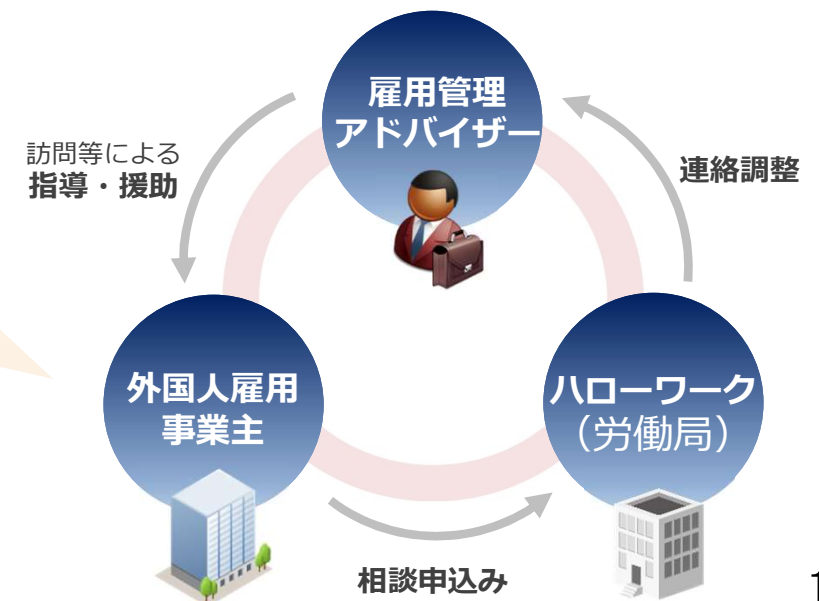
相談事例

〔雇用管理面での相談〕

- 外国人労働者を雇用するにあたり、どのような点を考慮したらよいか
- 日本語の不慣れな外国人労働者への職場教育はどうしたらいいか
- 労働契約、職務配置、福利厚生、退職・解雇時の注意点 等

〔職業生活面での相談〕

- 生活習慣・宗教観への理解とコミュニケーションをどう図ればいいのか 等



外国人雇用管理セミナー

開催日時		開催場所	参加者数
令和6年度	6月18日(火) 13:30~16:00	日本教育会館 一ツ橋ホール	414人
令和7年度	6月12日(木) 13:30~16:00	日本教育会館 一ツ橋ホール	563人

参加者が
36.0%
増加

・外国人雇用の留意点等について、東京出入国在留管理局からの説明の他、労働基準部、東京外国人雇用サービスセンターから雇用管理に関する説明

外国人労働者 雇用管理セミナー

内容

『入管法における外国人雇用の留意点と不法就労の防止について』 東京出入国在留管理局
『外国人労働者の適正な雇用と法令遵守について』 東京労働局労働基準部
『外国人在留支援センター(FRESCO/フレスコ)について』 外国人在留支援センター
『外国人留学生等に対する就職支援について』 東京外国人雇用サービスセンター
『外国人雇用状況の届出について』 東京労働局職業安定部

日時 令和7年6月12日(木)
13:30~16:00 (受付:13:00~)

入場 無料

定員700名
※都内の事業所に限ります

会場 日本教育会館 一ツ橋ホール 千代田区一ツ橋2-6-2
最寄駅:都営新宿線・都営三田線・東京メトロ半蔵門線「神保町」駅 A1出口より徒歩3分

主催 東京労働局・都内ハローワーク・労働基準監督署・東京出入国在留管理局

申込方法 下記「外国人労働者雇用管理セミナー入場票」を御記入の上、
6月4日(水)までに管轄ハローワークへ以下の方法でお申込
ください。

【参加申込・お問い合わせ】

ハローワーク〇〇 事業所第〇部門
TEL:00(0000)0000 Mail:*****
【HP 申し込みフォーム】(WEBCAS の場合)
https://site.mhlw.go.jp/form/pub/roudou13/13***

※当日は下記入場票に必要事項を記入し、お持ちください。
※申込数が定員に達した場合は締切を早める場合があります。



ー参加者のご意見ー

- ・様々な機関の方から横断的に話を伺うことができ、とてもためになりました。
- ・労基法や入管法などを詳しく知ることができ、今後に役立つことが増えました。



外国人労働者 雇用管理セミナー 入場票

令和7年6月12日(木)
13:30~
会場:一ツ橋ホール

事業所名

所在地 区・市 TEL ()

業種 参加希望人数 人(※)

※希望者多数の場合は1名での参加をお願いすることがありますので、ご了承ください

※この入場票を当日会場受付にお持ち下さい。

記載いただいた情報は、外国人労働者雇用管理セミナーの運営に関するものに使用します